



Title	世界政治における人道規範の基盤とその制度化：国内避難民問題と人間の安全保障を事例として
Author(s)	池田, 丈佑
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49369
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について こちら をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	いけだ じょうすけ 池田 文 佑
博士の専攻分野の名称	博 士 (国際公共政策)
学位記番号	第 2 2 3 6 9 号
学位授与年月日	平成 20 年 5 月 20 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 国際公共政策研究科国際公共政策専攻
学位論文名	世界政治における人道規範の基盤とその制度化—国内避難民問題と人間の安全保障を事例として—
論文審査委員	(主査) 准教授 栗栖 薫子 (副査) 教授 村上 正直 准教授 内記 香子 教授 松浦 寛

論文内容の要旨

全体概要

本稿は、現代世界における人道問題 (humanitarian affairs) に対処する規範 (norm) の存在に注目し、その内容と形成の過程を分析することを目的とする。論文では、全体を二つの部分に分けて研究を進める。第一部では、人道問題を扱う規範が、どのような倫理的価値に裏付けられているかを明らかにする。続いて第二部では、国内避難民 (internally displaced persons, IDP) 問題と、人間の安全保障 (human security) とを具体例として取り上げながら、関連する規範がいかなる過程を経て形成されるか、また、そうした規範が世界政治に対してどのような影響を及ぼしているかを解明する。

各章概要

序章 ポスト冷戦期の世界政治における人道問題と規範

序章では、「人道問題」と「規範」という二つの角度から、問題の所在とその背景とを明らかにする。まず、問題の所在として、ポスト冷戦期の人道問題が一種の変容を経験する中で、それに対応しようとする国際規範においても注目すべき現象が起こりつつあることを指摘する。その上で、本研究では、人道問題を扱う非法的な規範について、(1) その内容が何であるか、(2) それがいかにして形成され、どのように世界政治に対して影響を及ぼしているか、という二つが、リサーチ・クエスチョンとして設定される。さらに、これと併せて、本論文が、「批判的グローバル公共政策研究」として位置付けられることも指摘される。

第I部 世界政治における人道規範の倫理的基盤

第1章 世界政治における倫理的視角

第1章では、世界政治の分析において、あるいは学問としての国際関係論のなかで、倫理的価値に関する研究がどのように扱われてきたのか、また扱われているのかを概観する。これは、政策を分析するに際しては価値研究を真正面から行う必要があると考える、本研究の立場から生じるものである。学問としての国際関係論が倫理的価値観を扱うことにどのような意義が見出されるのか、また国際関係論の枠内で、倫理に関する事柄はどのように扱われ、そして今日いかなるかたちで分析枠組みを形成しようのか、こうした問題に対して回答を試みる。

第2章 人道規範を支える倫理的基盤

第2章では、第1章を踏まえ、人道規範を下支えする倫理的価値観が何であるかを明らかにする作業を行う。ここで

筆者は、「ポスト・アウシュヴィッツ救出原理」という枠組みを提起する。この原理は、既存の様々な倫理の議論 (義務論、キリスト教倫理、人権概念など) が重なり合うかたちで、私たちに「遠方において苦境に喘ぐ他人を救え」という義務をつきつけてくるものである。ポスト・アウシュヴィッツ救出原理が一体何であるのかを、それを構成する倫理的考え方や論理構成の分析を通して解明することが、第2章が掲げる目的となる。

ここまでは第I部の議論である。

第II部 世界政治における人道規範の形成

第3章 世界政治における規範の形成

第3章以降は、「ポスト・アウシュヴィッツ救出原理」が、具体的にどのような過程をもって現実にかたちを与えられたかを考える。第3章ではまず、国際関係論及び国際法における制度論を用いて、「倫理の制度化」「規範の形成」を理論的に解明する。ここで筆者は、制度に関する三つの考え方——リアリスト的、ネオ・リベラル的、コンストラクティヴィスト的——のうち、最後のコンストラクティヴィスト的な視点に立つ。その上で、制度の一つである規範が、特定の人間集団によって意図的に形成されることに注目した、M.フィネモアとK.シキンクによる「規範サイクル」論に注目し、これに若干の修正を加えた分析枠組みを提起する。加えて、形成された規範が、それに関わる様々な主体へ影響を及ぼす点を、制度の持つ三つの側面——道具としての制度、構造としての制度、倫理基準としての制度——から解明する。

第4章 国内避難民問題における規範の形成

第4章では、第3章で提示した枠組みを用いて、国内避難民を保護するための規範がどのような過程を経て形成されたかを分析する。ここでは、国内避難民問題を担当した国連事務総長特別代表F.デンを筆頭に、規範の「作成者」たちが、ソフト・ロー化を通して、人権委員会の席上「留意」されるに過ぎなかった行動指針を、高い影響力を及ぼす規範として制度化したことが明らかになる。その上で、以前は難民法の枠外で、アド・ホックにしか扱われてこなかった人びとに対して「国内避難民」という名前が与えられ、同時にその特徴づけがなされるに至ったことが示される。最後に、本章は、規範形成の結果として、国内避難民は、「人権侵害の被害者」「脆弱な人びと」として社会的に構成されることとなり、難民法における副次的存在から、人権法や人道法における主体へと、地位が変化していったこと、またそのような規範形成がメリットとデメリットの双方を生み出したことを論じる。

第5章 人間の安全保障における規範の形成

もし、国内避難民保護規範における取り組みが、人道規範形成をめぐる「パイロット・プロジェクト」であったとするなら、当該問題における取り組みのいくつかは、その後、他の問題領域へと広がりを見せると考えることができる。このことを確認するのが第5章である。ここで取り上げるのは、人間の安全保障に関する規範である。繰り返しになるが、本章で重要となるのは、国内避難民の事例において認められた規範の形成と展開に関する方法や規範の内容が、国内避難民問題以外の領域へも波及し展開していった点である。具体的には、(1)主権の行使には責任が伴うとして、主権概念を条件付きのものへ転換させたこと、(2)国内避難民問題を人権問題として再構成したこと、そして(3)それを、「私人の手によるソフト・ロー」という形式でかたちにしようと試みたこと、の三点である。第5章は、国内避難民問題の事例において認められたポスト・アウシュヴィッツ救出原理の内容と制度化に関する特徴が、より人道規範の文脈のなかにおいても定着されつつあることを明らかにする。

第3章から第5章までの議論が、本稿第II部にあたる。

終章——結論と展望

以上の諸知見を総合して、終章で結論を述べる。各章での分析と考察を要約した後、以下の三点を結論として論じる。

第一は、倫理原則の重要性である。とりわけ、アウシュヴィッツ絶滅収容所に代表されるユダヤ人大量虐殺を経験した世界が、苦境にあえぐ他人を救うことを、倫理的な義務として規定してきた点は重要である。「ポスト・アウシュヴィッツ救出原理」は、アウシュヴィッツの経験を経た世界が構築してきた、重要な倫理原則の一つである。それは、「ある者が苦境に陥っているのであれば、他の者がそれを救うべきである」とする考えを、史上初めて、全世界の人間を対象に、原理化したものであるといえる。

第二は、倫理の制度化に関して、ソフト・ロー化の傾向が進んでいる点である。倫理原則は法と別物である。したがって、それをどう制度化していくかが常に問題となる。その上で、今日、人道問題に対する規範の形成は、ソフト・ロー化の方向に動いている。つまり、ハード・ローを回避するかたちで、規範が形成されているのである。序章で

触れたように、人道に関わる様々な問題に対して、非法的規範による対応が目立ってきている。本稿で行ってきた検討は、この傾向を確認するものであったといってもよい。

最後に挙げられるのは、人道問題に対するグローバルな公共政策において、国内避難民問題が果たしてきた重要性である。国内避難民問題は、ポスト冷戦期における人道問題のエッセンスとでも呼べる特質を体現していた。そして、この問題をめぐる規範形成は、現代世界で人道問題を考えるにあたって、回避できない倫理的、方法的な難問にどう応えるかという問いへの回答でもあった。国内避難民保護規範の形成と定着は、単なる政策規範の形成をめぐる話にはとどまらなかった。むしろ、ポスト冷戦期の人道政策が直面した二つの難問に本格的に取り組んだ点で、ひとつのパイロット・プロジェクトだったわけであり、今日の世界政治において人道問題を考える上では、どうしても注視すべき出来事であったわけである。

論文審査の結果の要旨

本博士学位請求論文は、2部構成となっている。第一部は、「世界政治における人道規範の倫理的基盤」、第二部は「世界政治における人道規範の形成」を論じたものである。第一部は、人道問題に関連した規範が、どのような倫理的価値を背景とするのかを明らかにしており、第二部は、特に国内避難民保護の規範と人間の安全保障規範をとりあげ、これらがどのような国際的過程を経て形成され、また世界政治に対して影響を及ぼしつつあるのか、という課題に取り組んでいる。

まず、筆者は、序章において「批判的グローバル公共政策研究」というアプローチを提示しているが、国際関係における公共政策研究において、価値や倫理的側面を導入することの有用性を説いている。続く第一章では、従来の国際関係論において、倫理的価値の問題がどのように扱われてきたのかを記述し、倫理的価値を正面から扱うことの意義を述べている。第二章では、なぜ今日の国際社会において、ジェノサイドや民族浄化のような状況に直面した時に人々を救出しようとするのか、その背景にある倫理的価値が何であるのかを、「ポスト・アウシュヴィッツ救出原理」という概念を用いて説明している。

第二部にあたる第三章以降では、上述の原理が、どのようなプロセスで、どのような形で国際政治において具体化したのかを分析している。第三章では、新制度論の影響を受けたコンストラクティビズムの立場に依拠し、Martha Finnemoreらによる「規範サイクル論」を修正した、分析枠組みを提示している。この枠組みに基づいて、第四章では、国内避難民保護の規範の形成を、事例としてとりあげ、「責任としての主権」概念の影響と「国内強制移動に関する行動指針」の形成過程を論じている。さらに第五章では人間の安全保障に関する規範の形成を分析している。

最後に、終章では、人道問題に関する規範の形成において、ソフト・ローによる制度化の方向性が見られると述べている。

事例研究における実証的な裏付けの強化や、国際避難民問題におけるソフト・ローの位置づけの明確化は、筆者にとって今後の研究の課題となるであろうが、本論文は、近年になって国際関係論のなかで萌芽的関心を集めるようになった「倫理」を扱う数少ない試みの一つであり、また、国内避難民保護にかかわる規範形成についてきわめて詳細に論じた研究として、学界への一定の貢献が認められる。審査委員会は、一致して、提出された論文は、博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。